

福岡県

在宅・車中泊避難者支援の手引き

令和8年5月

福岡県総務部防災危機管理局防災企画課

福岡県在宅・車中泊避難者支援の手引きについて

近年の大規模災害では、住宅の被害や電気や水道等のインフラの途絶など支障がある中で、家族や自分の健康状態により自宅から出られない等、様々な事情により、避難所への避難ではなく、在宅や車中泊で避難生活を送る避難者等がいました。

本手引きは、大地震等の大規模災害が発生した場合の在宅避難者、車中泊避難者等の避難所以外の避難者に対する支援の基本的な考え方をまとめたものであり、市町村が対応方を事前に検討できるよう、平時、災害時の具体的な対応内容をチェックリスト形式でとりまとめています。

発災時に円滑に支援を行うには、平時から、市町村が自主防災組織等の地域住民と連携して在宅避難者等の支援拠点の設置・運営について検討することや、車中泊避難を行う場所の確保、必要な物資の備蓄などを行っておく必要があります。

市町村においては、それぞれの置かれた自然条件や社会的条件、地域の特性、実情に十分配慮した上で、避難所以外の避難者に対する支援について取り組んでいただきますようお願いいたします。

令和8年5月

福岡県総務部防災危機管理局防災企画課

目 次

第1	避難所以外の避難者等の支援に係る基本的な考え方.....	1
1	「場所（避難所）の支援」から「人（避難者等）の支援」への考え方の転換.....	1
2	在宅避難者・車中泊避難者等への支援のポイント.....	1
3	在宅避難者等の支援拠点の役割.....	2
第2	在宅避難者等の支援拠点.....	3
1	平時の対応.....	3
2	災害時の対応.....	4
第3	車中泊避難者の支援.....	6
1	平時の対応.....	6
2	災害時の対応.....	8

第1 避難所以外の避難者等の支援に係る基本的な考え方

1 「場所(避難所)の支援」から「人(避難者等)の支援」への考え方の転換

- (1) 近年の災害における避難生活では、住宅の被害や電気・水道等のインフラの途絶など支障がある中で、避難所に居場所を確保できない、家族や自分の健康状態により自宅から出れないなど、様々な事情により、避難所ではなく、在宅や車中泊で避難生活を送る避難者及び被災者が少なからず発生しました。
- (2) このように、避難者の避難生活の状況は多様化していますが、避難生活を送る場所に限らず、支援の内容は避難所の水準と同程度となるよう支援を実施することが適切です。

2 在宅避難者・車中泊避難者等への支援のポイント

- (1) 避難所を在宅避難者・車中泊避難者等の支援の場として機能するように設置することに加え、必要に応じて、在宅避難者・車中泊避難者等のための支援の拠点を設置し、水、食事及び物資などの提供、支援情報の発信等、必要な支援を行うことを検討します。
- (2) 在宅避難者・車中泊避難者等への支援については、避難所及び在宅避難者等の支援拠点で行うことが考えられます。
 - 避難所に在宅避難者・車中泊避難者等の支援施設の役割を持たせる。
 - 支援拠点を設置することが効果的な場合は速やかに在宅避難者・車中泊避難者等の支援拠点を設置する。

在宅避難者も避難所の支援対象



発災時に小・中学校などに開設される避難所は、自宅が危険になって住めなくなった避難者を受け入れるとともに、被災した地域全体を支援する拠点としての役割も担います。在宅避難者も支援の対象であり、生活物資や炊き出しなどの食料支援をはじめとするさまざまな支援が提供されます。

避難所で実施される在宅避難者対策の例

- 在宅避難者の安否確認
- 在宅避難者のボランティアニーズの把握
- 在宅避難者に対する生活物資・食料支援
- 避難所におけるトイレの提供 など
- 在宅避難者に対する情報発信

- (3) 災害関連死を防止する観点から、被災地へ派遣された保健師や災害派遣福祉チーム(DWAT)等と連携し、在宅・車中泊避難をする上での注意喚起や健康状態及び避難生活を送る上での困りごと等の相談に対応します。

3 在宅避難者等の支援拠点の役割

(1) 避難所における在宅避難者・車中泊避難者等への支援と同様に、水・食事、物資等の提供、支援情報の発信などの必要な支援を行うなど、避難所において支援の提供を受けない在宅避難者・車中泊避難者等への支援や在宅避難者等支援施設の管理・運営を行います。

【コラム】災害時の在宅避難者の支援拠点の設置例（佐賀県大町町）

■ 佐賀県大町町では、令和3年8月豪雨の際に、指定避難所の開設のほかに、被災者が困りごとを相談し、当該被災者と公的支援制度や民間ボランティア等の支援者とをつなぐ拠点として3か所の地域支援拠点を設置し、当該拠点より在宅避難者等に対して、物資支援等を実施。



- 支援交流拠点は、在宅避難者に対する支援物資の拠点として、また、住民の生活相談拠点としての役割を果たすことを目的としている。
- 支援物資拠点としては、水・食料等の救援物資の配布のほか、他の指定避難所で調理した温かい食事の提供等を実施。
- 生活相談拠点としては、被災者のニーズ収集・在宅避難状況の把握等、生活相談等についての支援を実施。

大町交流拠点
フリースペースPeri.

現在フリースペースペリドットは
支援活動拠点として、以下のことを行っています。

- ・避難者の貸し出し
- ・資糧材の貸し出し
- ・お高やタオルなどの支援物資の提供（被災者のみ）
- ・家屋の相談対応（専門家への相談もできます。）
- ・各種支援制度のご案内
- ・子どもの心のケアに関する相談

営業時間 9:30～16:00
お問い合わせ先：090-2579-9800



□ 具体的な支援物資の例

布マスク、不織布マスク、防塵マスク、防塵ゴーグル、ハンガー、スリッパ、使い捨てスリッパ、長靴、スニーカー、古タオル、生理用品、アルコールジェル、消毒スプレー、除菌用水溶液、懐中電灯、リンス、シャンプー、紙コップ、スプーン、汗拭きシート、毛布、タオルケット、マットレス、Tシャツ、ショーツ、パンツ、クイックルワイパー、ゴミ袋、ごみ袋、ごみバケツ、冷却バック、食料、飲料 等

(出典：内閣府「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」)

第2 在宅避難者等の支援拠点

1 平時の対応

(1) 在宅避難者等の支援拠点の検討

- 支援拠点の設置場所として、地域の公民館、自治会館、公園、コンビニエンスストア等の屋外スペースのほか、行政や商業、教育の拠点となっている場所、寺社といった住民が集う場所が候補として考えられる。

(2) 在宅避難者等の支援拠点の周知

- 支援拠点の設置場所や支援の内容について、市町村のホームページや自治会の会報誌、掲示板等、様々な媒体を用いて平時から周知することで、災害時の円滑な利用を促す。
- 在宅避難者等の支援拠点の駐車スペース等を活用し、車中泊避難を行うためのスペースを設置する場合は、その旨及び注意点の広報を実施する。
- 在宅避難者等の支援拠点の周知と併せて、避難所においても在宅避難者が物資や情報等を受け取れることについて周知を行う。
- 支援拠点を開設している旨の情報や受けられる支援内容等の発信方法についても検討する。

(3) 運営方法の検討

- 在宅避難者等の支援拠点は、規模、機能、設置主体、運営主体等の点について、様々な形態が想定されるところであり、地域の実情に応じた運営体制を平時から検討する。
- 行政のほか、自治会や自主防災組織、在宅避難者・車中泊避難者等を中心に共助の取組として運営することも検討する。
- 広域な支援拠点を行政が主体となって設置することも考え、地域住民や民間支援団体と事前に協議するなど、地域の実情に応じた運営体制を平時から検討する。また、水、食事及び物資等の提供、支援情報の発信等に加え、相談窓口の設置や申請窓口を設置するなど、幅広い支援を提供することも検討する。
- 各自治会レベルの支援拠点の運営・管理は、地域の共助や外部支援と連携することを目指す。

(4) 訓練の実施

- 市町村の防災訓練等に併せて、地域の自治会等が関与し、支援拠点の開設・運営訓練を実施する。
- 支援拠点としての運営に必要な備品等について、平時から支援拠点となる場所に備蓄を行うなど、開設・運営に向けた準備を行う。

2 災害時の対応

(1) 在宅避難者等の支援拠点の開設・運営

- 建物被災状況や避難所の状況などに応じ、在宅避難者等が水や食料、トイレ等必要な物資の受取りや利用をしやすい場所に支援の拠点を設置する。
- 発災2日目、3日目以降など、家庭における備蓄等の状況や主体となる地域の住民等の取組が可能となるタイミングで開設する。
- 自治会等地域住民が主体となって開設した場合には、その旨を市町村に届け出るとともに、連絡体制を構築する。

(2) 支援拠点の利用者名簿の作成

- 避難者の氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等を記載した利用者名簿を作成する。
- 利用者名簿を基に、必要な物資の数等を確認するなど、避難者が必要な支援を受けられるようにする。

(3) 食料、飲料水、支援物資の配布等

- 配布した避難者や数量などを記録に残す。
- 支援物資については、災害の種類や季節に応じた必要な物資を配布する。
- 食物アレルギーを有する人への食料や食事に配慮し、特定原材料等の確認を行う。また、避難者自身からのアレルギーを起こす原因食品の情報提供や、文化・宗教上の理由による食事への要望があれば、可能な限り配慮等を行う。

(4) 衛生・健康管理

- 炊き出しを実施する際は、調理前の手指及び調理器具の消毒を徹底し、衛生的な調理に配慮し、調理する人の体調管理を行う。
- 食料品の保管に当たっては、必要に応じて冷蔵庫を使用する。
- 支援拠点において、携帯トイレを配布するほか、支援拠点に簡易トイレや仮設トイレ等を設置するなど、付近の在宅避難者等が清潔なトイレを利用できるように整備する。
- 支援拠点を利用する避難者の体調に変化があった場合には、外部医療機関等へつなげるなどの対応をとる。

(5) 避難者への情報提供

- 避難者に対し、避難所と同様の情報提供を実施する。
- 市町村から避難所への情報提供ルートの中に、支援拠点についても含めるなど、支援拠点への情報提供ルールをあらかじめ定めておく。

(6) 支援拠点の閉所

- 電気、水道といったインフラの復旧状況や物流の回復状況、周囲の在宅避難者等の自炊機能の回復までの期間とするなど、地域の実情に応じて対応する。
- 支援拠点の閉鎖は、避難所の閉鎖のタイミングと一致させる必要はない。

【自治会等地域住民が主体となって設置する場合の在宅避難者等の支援拠点の運営】

	拠点運営の動きと留意点	市町村（行政）の対応
開設時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開設場所、運営主体の連絡先、拠点の開設時間を市町村に連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開設している支援拠点の把握、整理 ・ 支援拠点の開設情報や受けられる支援内容等の情報を発信
開設中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援拠点の利用者名簿の作成（必要な食料、飲料水等の数、その他の必要な物資の内容や数量を把握） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各支援拠点の利用者数、食料等の必要な物資数を集約
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援拠点の利用者について、市町村側で状況把握が済んでいない者について、支援拠点を訪問した際に、調査票の記入を依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援拠点で把握した情報の集約・蓄積を実施
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食料、飲料水、支援物資の配布等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配布する食料、飲料水、支援物資等の不足が生じた場合には、補充等の対応を実施
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援情報を支援拠点の利用者に提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所において提供している支援情報等、支援に係る情報を支援拠点に提供
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間支援団体との連携（NPO等の民間団体の支援が得られる場合には、家屋の片付け等に使用する資機材の貸出や心のケア、その他の支援の実施を検討することも効果的である） 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援拠点で車中泊避難者を受け入れる場合は、支援拠点の運営に加えて、車中泊避難者の健康管理、トイレの確保等が必要となるため、注意する 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ デジタル技術の利活用（支援拠点の運営管理は、デジタル技術を活用し、効率的に行う） 	
閉鎖時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 閉鎖する旨を市町村に連絡（利用者名簿や物資の配布状況等、支援拠点の運営に関する記録を整理し、市町村に提出） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 閉鎖した支援拠点の把握・整理

第3 車中泊避難者の支援

1 平時の対応

(1) 車中泊避難スペースの検討

- 指定避難所の駐車スペースの他、大規模な都市公園や商業施設の駐車場であって、トイレや物資支援のスペースが確保されている場所、道の駅、オートキャンプ場等の活用を検討する。
- 在宅避難者等の支援拠点の駐車スペースを車中泊避難を行うためのスペースとすることを検討する。
- 避難生活を送るための設備が必要であり、トイレ、給水・排水施設、電源等が整備されている又は発災時に設置できることが望ましい。

(2) 車中泊避難スペースの周知

- 自由に様々な場所で車中泊避難が行われると避難者の状況把握が困難となることや、環境の整った場所で車中泊避難が行われることが望ましいことから車中泊避難スペースを事前に公表し、実施場所に誘導する。
- 市町村のホームページや自治会の会報誌、掲示板等、様々な媒体を用いて周知に努める。
- 車中泊避難を行うためのスペースを開設した場合の開設している旨の情報やスペースの空き情報等の発信の方法を検討する。

(3) 車中泊避難者向け物資の備蓄

- 弾性ストックなど車中泊避難者が必要とする物資について、必要と想定される量を備蓄する。

(4) 運営方法の検討

- 車中泊避難を行うためのスペースは、指定避難所と異なるルール決めが必要となることが想定されることや、持病や障がいがあること、ペットとの同伴避難などの理由により車中泊を選択する避難者も想定されることから、状況把握の方法や駐車スペースの区分け、必要な機能の配置、車路の確保といったゾーニング、場所決めなど運営のルールを事前に検討する。
- 運営ルールの検討には、着替えや授乳など配慮が必要な事項について、女性の視点を反映させる。

(5) 車中泊避難の注意点の広報

- 健康被害を防ぎ、適切な方法で車中泊避難を行えるようにするため、車中泊を行う際の注意点と対策等を周知する。
- エコノミークラス症候群や車のマフラーが埋もれることによる一酸化炭素中毒等、車中泊避難における健康被害を防ぐ観点から、車中泊避難を行う際の注意喚起を行う。特に、エコノミークラス症候群の予防のため、こまめな水分補給、定期的な歩行・足の運動等を周知するとともに、トイレの確保状況や利用方法をあわせて周知し、避難者が水分補給を控えることのないよう配慮する。

車中泊避難をする場合の注意点

車中泊避難でエコノミークラス症候群を防ぐ

- 
- 長時間、車内で同じ姿勢でいることを避ける
 - ゆったりした服装で過ごす。ベルトもきつく締めない
 - 血流を改善する弾性ストッキングをはく
 - 眠るときは、足をあげるか、できるだけ体を水平にする
 - 適度に水分をとる（アルコールは控える）
 - ときどき車外に出て歩いたり、体操したりして体を動かす
 - かかとを動かしたり、ふくらはぎをマッサージしたりする

一酸化炭素中毒

車の中に避難して、長時間アイドリング状態でエアコンをつけっぱなしにしていると、一酸化炭素中毒の危険性が高まります。また、狭い室内でストーブなどを使う場合も危険です。

- こまめに車や部屋の窓やドアを開けて、新鮮な空気と入れ替える（降雪時は特に注意する）。
- 「車中泊」をする場合も、一晩中のアイドリングは避け、ほかの車の排出ガスを取り込まないように距離をとって駐車する。

エコノミークラス症候群予防のための運動例

足首の曲げ伸ばし

- ① 両手を後ろにつき、ひざを伸ばして座る。
- ② 背中を伸ばし、足首をできるだけ体の側に曲げる。5秒間ほど停止した後、今度は足裏に向けてしっかり伸ばす。
- ③ 5～10回繰り返す。

* ひざから足首にかけて、より強い力を入れてそらすためには、かかとを持ち上げる気持ちで行うと効果的。



片脚上げ

- ① 背中をきちんと伸ばした姿勢で座る。
- ② ひざを伸ばしたまま、片方の脚をゆっくり持ち上げる。
- ③ 無理に伸ばしすぎないように注意し、ゆっくりと下ろす。
- ④ 左右それぞれ10回行う。

* 脚をまっすぐ伸ばすとひざが痛む人は、軽く曲げたままで行うとよい。

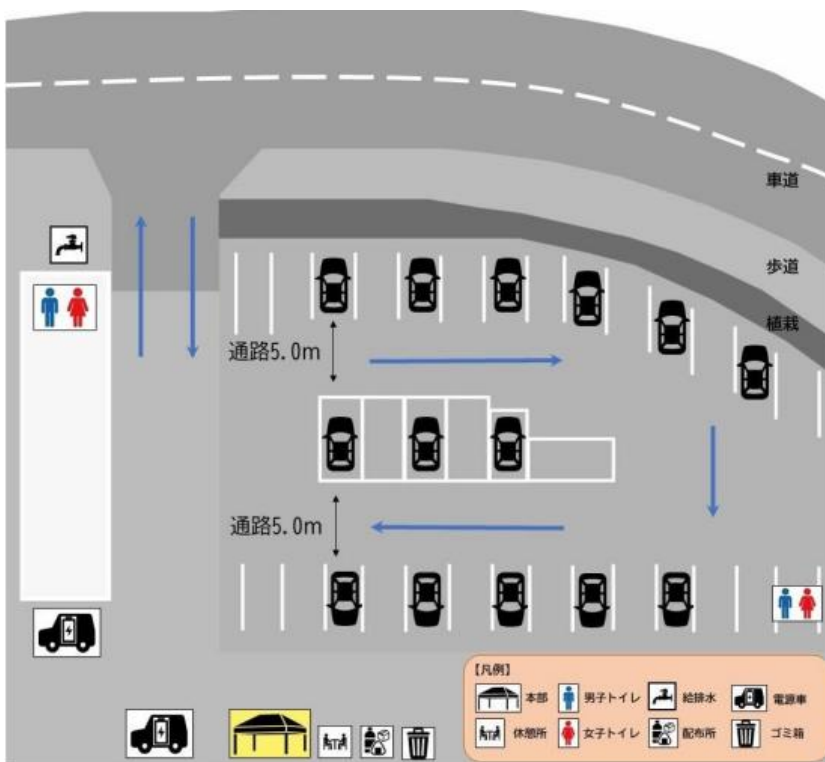


2 災害時の対応

- (1) 車中泊避難を行うためのスペースの開設・運営
 - 被害の状況等を勘案し、必要な車中泊避難を行うためのスペースを開設する。
 - 季節性を考慮し、夏季であれば高温や熱中症への対策、冬季であれば低温や積雪でマフラーが埋まることによる一酸化炭素中毒への注意が必要である点に留意する。
- (2) 避難者名簿の作成
 - 食料の配給等に当たって、避難者の数や状況の把握が重要となることから、氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等を記載した避難者名簿を作成する。
 - 指定避難所や在宅避難者等の支援拠点の一部を車中泊避難を行うためのスペースとしているときは、指定避難所の滞在者や支援拠点の利用者名簿と併せて整理する。
- (3) 運営体制の構築
 - 運営委員会を構築し、運営責任者を配置する。運営責任者の配置に当たっては、男性と女性の両方を配置する。
 - 指定避難所の一部を車中泊避難を行うためのスペースとしているときは、指定避難所の運営委員会の中に車中泊に関する班を設置するなど、避難所運営と一体的な運営体制とすることを検討する。
 - 運営責任者は、車中泊避難を行うためのスペースの滞在者数、必要な物資等について把握し、市町村（災害対策本部）との調整を行う。
- (4) 車中泊避難スペースの設置
 - 車中泊避難者のスペース内における区分について想定を行う。
（例：支援が必要な人、最低限の関与を求める人、男性専用、女性専用、家族、ペット連れ）
 - 車路幅5～6メートルを確保し、通行方向（一方通行）を決める。
 - 車中泊避難に必要なスペースは「車＋生活空間」を確保すること。
 - トイレ、給水所、排水施設、ゴミ捨て場、物資配給所、本部、休憩所などの施設を受入れ人数やスペース区分及び出入口からの距離を考慮して配置する。
 - 車両の受付をする際に、車中泊避難所への接続道路の渋滞を防ぐため、車を一時的に駐車する場所を確保する。
 - 車中泊避難を行うためのスペースは屋外となることから、照明の確保を適切に行う。

- (5) 車中泊避難所の運用ルール
以下の項目について検討する。
- アイドリングについて
 - 音、光について
 - テント設営についての可否
 - 駐車場を離れる場合の対応
 - 緊急事態の知らせ方
 - 喫煙・飲酒のルール
 - ゴミの回収方法

【車中泊避難所のイメージ】



【車の駐め方】

- ①
-
- ・生活空間が後方になる＝狭く感じる
 - ・前から入るか後ろから入るかで使い勝手が異なる
 - ・デッドスペースが多いかも
 - ◎1台ずつ取れる
- ②
-
- ・ドアの開閉方向（スライドドアの勝手方向）
 - ・共有スペースの争いになる
 - ◎誘導しやすい
 - ・緊急避難時 OK 生活避難時？
- ③
-
- ・ドアの開閉方向（スライドドアの勝手方向）
 - ◎占有スペースが取れる（運転席側 etc）
 - ・誘導が必要
 - ◎合理的
 - ◎再配置の際、有力な駐め方

(出典：(一社)九州防災パートナーズ「車中泊避難所設置マニュアル」)

(6) 食料、飲料水、支援物資の配布

- 必要な食料、飲料水、支援物資の配布を行う。避難所と併せて車中泊避難を行うためのスペースを設置する場合は、車中泊避難者が物資の配布を受けやすいよう配慮する。
- 入浴機会、洗濯機会を確保する。
- 食物アレルギーを有する人への食料や食事に配慮し、特定原材料等の確認を行う。また、避難者自身からのアレルギーを起こす原因食品の情報提供や、文化・宗教上の理由による食事への要望があれば、可能な限り配慮等を行う。

(7) 衛生・健康管理

- 保健師・看護師等のチームによる健康指導、巡回指導を実施する。
- エコノミークラス症候群などの健康被害を防ぐため、弾性ストッキングの配布等の支援を行う。
- プライバシーの確保が可能である一方、体調が悪い方の早期発見が難しいため、運営側と市町村の保健部局は情報を共有し、必要な支援を行う。

(8) 情報提供

- 掲示板、回覧板、などを活用し、避難者に必要な情報を届ける。

(9) 防火・防犯対策

- 喫煙場所の指定、石油ストーブ等からの出火防止対策、ゴミ集積場への放火防止のための定期的な巡回警備等の防火対策を行う。
- 照明が不十分な場所が存在すると犯罪を誘発・助長するため、特に被害に遭いやすい子ども、高齢者、女性から危険箇所・必要な対応について意見を聞き、照明の増設などの環境改善を行う。
- 警察と連携し、巡回の実施や被害者の相談窓口情報の提供を行う。

(10) 車中泊避難を行うためのスペースの閉所

- 開設期間は、被害の状況等に応じ検討することが必要であるが、長期間となることは避け、なるべく短期間で閉所できるよう検討する。
- 車中泊避難の早期解消を図るため、避難所への誘導、ホテル・旅館の活用、応急仮設住宅への早期の入居等の取組を進める。

【車中泊避難を行うためのスペースの運営】

	車中泊避難を行うためのスペースの運営の動きと留意点	市町村（行政）の対応（行政の役割）
開設時	<ul style="list-style-type: none"> 車中泊避難を行うためのスペースを担当者（行政、指定管理者、自治会、自主防災組織等）が開設 ※指定避難所の一部を車中泊避難スペースとしているときは、避難所の開設者が報告 	<ul style="list-style-type: none"> 開設している車中泊避難を行うためのスペースの把握、整理 車中泊避難を行うためのスペースの開設情報やスペースの空き状況等の情報を発信
開設中	<ul style="list-style-type: none"> 避難者の名簿の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者数、食料等の必要な物資数を集約
	<ul style="list-style-type: none"> 施設管理者、行政職員、避難者等で運営委員会を構築する 	
	<ul style="list-style-type: none"> 車中泊避難を行うためのスペースの利用者について、市町村側で状況把握が済んでいない者について、調査票等の記入を依頼 	<ul style="list-style-type: none"> 車中泊避難を行うためのスペースで把握した情報の集約・蓄積を実施
	<ul style="list-style-type: none"> 食料、飲料水、支援物資の配布等 	<ul style="list-style-type: none"> 配布する食料、飲料水、支援物資等の不足が生じた場合には、補充等対応を実施
	<ul style="list-style-type: none"> 各車両を見回り、車中泊避難者への健康管理を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所等への巡回と併せて、車中泊避難者に関しても保健師等のチームによる健康相談、健康管理及び衛生対策などを実施する体制を整備
	<ul style="list-style-type: none"> 掲示板への掲示、案内の配布、回覧板の活用、FMラジオを介した情報の発信等を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所において提供している支援情報等、支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースにおいても提供
	<ul style="list-style-type: none"> トイレや廃棄物置き場といった設備や場所について、定期的に維持管理を行う 	
	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な巡回警備等の防火・防犯対策を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> 警察等との連携を検討
	<ul style="list-style-type: none"> NPO等の民間支援団体の支援が得られる場合には、運営の補助や炊き出しの実施、心のケア、その他の支援の実施を検討する 	
閉鎖時	<ul style="list-style-type: none"> 車中泊避難を行うためのスペースの運営管理は、デジタル技術を活用し、効率的に行う 	<ul style="list-style-type: none"> 車中泊避難は、エコノミークラス症候群等のリスクもあることから、早期に解消できるよう避難所の環境整備や応急仮設住宅への移動支援を実施